

USPTO、米国経済保全のための秘密特許制度について意見募集を開始

2012年4月24日

JETRO NY 諸岡

米国特許商標庁(USPTO)は4月20日付け官報¹において、米国の経済保全上重要な特許を一定期間非公開とする、いわゆる秘密特許制度についての意見募集を開始した。

これまで、軍事技術等米国の安全保障上重要な特許に対しては、秘密指定により特許出願を非公開としていたが²、今回の意見募集は、これらに加えて、米国経済保全上重要な特許に対して秘密指定を行い、一定期間非公開とすることについて、その導入の是非を含め意見募集をするもの。

この米国経済保全とは、米国内で生まれた発明によって米国が最初に利益を受けること、そして将来のイノベーションの確保と経済拡大の継続を可能とすることを意味する。

すなわち、通常は特許出願後18ヶ月で公開されるが³、公開から特許権取得までに時間がかかることや、出願人の資金確保に時間がかかること等により、競争上の優位が失われ、米国側が利益を得る前に当該出願公開から得た情報を基に海外企業等が利益を得ることや、米国側が利益を得られなくなる状態となることを防ぐためのものである。

同官報には多くの質問が挙げられており、概要は以下のとおりである。

- USPTOがそのような制度を設定すべきか否か？
- どの政府機関が、どのような手法、基準で秘密指定の判断をすべきか？
- USPTOに新たな権限を与える必要があるか？
- この制度を導入した場合、経済や産業、さらには、発明家にどのような影響があるか？

¹ [官報](#) (PDF)

² 米国特許法第 122 条及び第 181 条。

³ 軍事技術等の発明で秘密指令が出された出願や米国内のみの出願で出願人が非公開の申請をしたもの、仮出願等は出願公開されない。

- 現在の非公開の申請制度や優先審査制度は、18ヶ月公開制度により当該発明が被るリスクを最小限化しているのか？
- 特許システムの制度調和に影響を及ぼすか？

また、同官報には、従前の米国の安全保障上の秘密指定についても併せて質問が挙げられており、概要は以下のとおりである。

- 現在、米国の安全保障上行われている秘密指定の範囲について、国防に関連した技術の優位性を維持するための発明を適切に包含するようになるためには、どのような基準とすべきか？
- 米国の国防能力に関連した技術で、秘密指定から漏れているような例はあるか？

同官報に対する意見は6月19日までに提出することとされている。

(了)